

船舶事故等調査報告書

平成26年11月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第58号
事故等種類	衝突（着岸中の船舶）
発生日時	平成26年5月15日 06時15分ごろ
発生場所	新潟県糸魚川市姫川港 姫川港沖防波堤東灯台から真方位209° 1,630m付近 （概位 北緯37° 02.4′ 東経137° 50.5′）
事故等調査の経過	平成26年8月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第2越浦丸、7.3トン 220-13676新潟、株式会社中元組 B 起重機船 第二栄進、全長約44m なし、株式会社中元組
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船団長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B ハンドレールに曲損、起重機ブーム先端部に擦過傷等 着岸中の船舶 左舷船首外板に凹損等
事故等の経過	B船は、船団長Bほか6人が乗船し、船長Aが1人で乗り組んだA船に船首部を引かせ、入船右舷着けで着岸していた姫川港中央ふ頭2号岸壁から離岸作業を開始した。 B船は、船団長Bが右舷船首で右舷バウスラスト（以下「本件スラスト」という。）の操作を行い、左舷船尾の錨鎖を巻き、A船に船首を引かせながら、本件スラストを使用して離岸し、中央ふ頭2号岸壁前面の幅約150mの水路で左旋回中、本件スラストの回転数を上げたところ、左舷船尾錨が走錨して船尾が右舷方に振れ、平成26年5月15日06時15分ごろ対岸の中央ふ頭5号岸壁に着岸中の船舶（貨物船、総トン数8,566トン）の左舷船首部に右舷船尾部が衝突した。 船団長Bは、損傷状況を確認した後、本事故の発生を船舶所有会社及び海上保安庁に連絡した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期
分析 乗組員等の関与	A なし、B あり

<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B あり A なし、B なし</p> <p>B船は、A船に船首部を引かせ、姫川港中央ふ頭2号岸壁から離岸して左旋回中、本件スラストの回転数を増したところ、左舷船尾錨が走錨して船尾が右舷方に振れたことから、対岸の中央ふ頭5号岸壁に着岸中の船舶と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、B船が、A船に船首部を引かせ、姫川港中央ふ頭2号岸壁から離岸して左旋回中、本件スラストの回転数を増したところ、左舷船尾錨が走錨して船尾が右舷方に振れたため、対岸の中央ふ頭5号岸壁に着岸中の船舶と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離岸作業中においては、錨、バウスラスト等を適切に使用し、慎重な操船に努めること。